

板橋区認定生食用食肉取扱者認定講習会実施要綱

(令和 6 年 6 月 25 日区長決定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 13 条第 1 項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)第 1 食品 D 各条に規定する生食用食肉(以下「生食用食肉」という。)の加工基準 2(3)で定める、板橋区長(以下「区長」という。)が、生食用食肉を取り扱うことを適切と認める者について、認定生食用食肉取扱者に認定することを主な目的として実施する認定生食用食肉取扱者認定講習会(以下「講習会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(講習会の項目及び修了証書の交付)

第 2 条 講習会における講習項目は、次のとおりとする。

- (1) 生食用食肉の規格基準
 - (2) 生食用食肉の取扱いに係る留意事項(病原微生物の制御、加熱殺菌の条件設定等)
 - (3) 食肉に関する衛生管理(腸管出血性大腸菌等のリスク、交差汚染防止対策等)
- 2 区長は、講習会を修了した者に対し、認定生食用食肉取扱者認定講習会受講修了証書(別記第 1 号様式)を交付するものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、講習会を受講する者が生食用食肉の加工基準 2(3)を行う施設の食品衛生責任者である場合は、同項第 3 号の受講を要しないものとする。この場合において、区長は、講習会を修了した者に対し、認定生食用食肉取扱者認定講習会受講修了証書(別記第 2 号様式)を交付するものとする。

(受講者に関する情報の管理)

第 3 条 区長は、講習会の受講者に関する情報を適正に管理するため、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、板橋区保健所生活衛生課において保管するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 所属(勤務先名称、勤務先所在地、業種)
- (4) 食品衛生責任者の資格の有無
- (5) 食品衛生責任者の資格を有する場合は、その資格、登録等の番号及び資格取得年月日
- (6) 連絡先
- (7) 受講年月日
- (8) 受講者番号

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、板橋区保健所生活衛生課長が別に定める。

付則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

第 号

認定生食用食肉取扱者認定講習会受講修了証書

（氏 名）
年 月 日生

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品Dの生食用食肉の2(3)に規定する生食用食肉を取り扱う者として適切と認める者を認定するための講習会において、下記のとおり所定の項目を修了したことを証します。

記

- 1 生食用食肉の規格基準
- 2 生食用食肉の取扱いに係る留意事項
- 3 食肉に関する衛生管理

年 月 日

板橋区長

第 号

認定生食用食肉取扱者認定講習会受講修了証書

（氏 名）
年 月 日生

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品Dの生食用食肉の2(3)に規定する生食用食肉を取り扱う者として適切と認める者を認定するための講習会において、下記のとおり所定の項目を修了したことを証します。

記

- 1 生食用食肉の規格基準
- 2 生食用食肉の取扱いに係る留意事項

年 月 日

板橋区長